

社会福祉法人 尚栄福社会
「役員及び評議員・評議員選任・解任委員の
報酬及び費用に関する規程」

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人尚栄福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事を言う。

2、報酬は、役員及び評議員、評議員選任・解任委員に着任しているだけでは、支給の対象にはならない。

3、報酬は、次に掲げる項目の場合のみ支給される。

(1) 理事長の職にあつて、常時法人の運営及び事務に従事している間。

(2) 業務執行理事においては、理事長の代行業務等にあたった際、その都度支給することが出来る。

(3) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の出席をした場合。

(4) 法人の監査に監事が出席した場合。

(5) 役員及び評議員が理事長の命令により会議（内部、外部）、出張並びに研修等に出席した場合。

(6) 法人の運営上において必要とされる事務等またはその管理を行った場合。

(7) 費用とは、会議、出張並びに研修等の参加に要する、旅費、交通費をいう。

4、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席する為の費用は、支給しない。

(報酬等の支給)

第3条 報酬は、その都度支給する事を原則とする。

2、複数日の会議、出張及び研修等の出席に対する報酬並びに出席に要する旅費、交通費は、まとめて、指定の有った口座に振り込む事が出来る。

3、研修等において主催者の意図で参加費、旅費等が事前に請求があった場合には、理事長の判断において、支払いを行うことが出来る。

4、報酬の支給は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた、もので支給する。

(報酬の額)

第4条 報酬は、理事会、評議員会、監査のそれぞれ一回ごとの出席にあたり、

決められた額を支給する。

(1) 理事、監事の理事会の出席は11,111円を支給する。

(2) 評議員の評議会出席は、11,111円を支給する。

(3) 監事の法人監査出席は、22,222円を支給する。

(4) 評議員選任・解任委員の評議員選任・解任委員会出席は、22,222円を支給する。

2、法人事務、会議、出張並び研修等の出席は、1回につき、30,000円を超えない金額を報酬として支給する。

3、第2条3項(1)に示す間、毎月300,000円を支給する。

4、業務執行理事は、理事長に変わり法人の業務に従事した際は、日当として、1回につき5,000円を支給する。

(補償)

第5条 理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員は法人の活動中の事故並びに怪我に見舞われた際、法人にその補償を求める事は、出来ない。

(改定)

第6条 この規程の改定は、理事会の決議を持って行われる。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日をもって施行する。

この規程は、平成28年4月1日をもって改定する。

この規程は、平成29年4月1日をもって改定する。

この規程は、平成30年4月1日をもって改定する。